

「明石市立朝霧小学校南校舎屋上防水修繕」業務特記仕様書

1 修繕概要

修繕名称 明石市立朝霧小学校南校舎屋上防水修繕
場 所 明石市朝霧東町1－1－40
期 間 契約締結の翌日から令和7年3月31日まで
概 要 朝霧小学校南校舎の屋上防水修繕

2 支払条件

完成後、全額一括支払い

3 修繕内容

- (1) 修繕範囲 : 別添図面による。
- (2) 工法・施工 : 別添図面による。

4 特記事項

- (1) 受注者は、本業務にあたって、要求性能を確保できるよう施工方法・内容を十分確認し、また、施設の行事や安全対策等に十分配慮の上、施工を行うこと。
- (2) 受注者は、施工を行う前に本市担当職員と本業務の周知方法・周知対象について協議を行い、その指示に従うこと。
- (3) 業務責任者は、修繕期間中できる限り変更しないこと。
- (4) 万一事故や苦情が発生した場合には、速やかに対応するとともに、対応内容を記録し本市担当職員に報告すること。
- (5) 現場着手前に敷地内外（敷地内の既存建物、近接建物、道路等の構造物など）の写真撮影を行い、完成時に現状復旧が行われているか確認すること。
- (6) 本業務期間中は、足場材の搬入・組立及び解体・搬出時等において、必要に応じて交通誘導員を配置して通行人の安全を確保すること。
- (7) 作業工程、仮設計画等の作成にあたっては、施設管理者と十分に事前打ち合わせを行い、施設の運営に支障が生じないように配慮すること。特に、作業音・粉塵等が発生する作業については、事前に施設管理者と協議すること。
- (8) 原則として、日曜日、祝日及び夜間は作業を行わないこと。
- (9) 敷地内は、全面禁煙とする。
- (10) 本業務にあたって、必要な用水・電力は施設より支給するものとする。
- (11) 本業務にあたって、同校先行工事の水道直圧化工事業者と、防水修繕の現場着工日の調整を行うこと。（なお、水道直圧化工事の南校舎屋上部分の開放日は、12月末の見込み。）